

論文

「教育令期」の小学校女性教員のキャリア

ー長崎県の教員履歴書の分析ー

山下 廉太郎 松尾 由希子

(朝日大学教職課程センター) (静岡大学教職センター)

Career of female primary school teacher of Education Order Period

Yamashita Rentaro, Matsuo Yukiko

要旨

本稿は、「教育令期」における長崎県の小学校教員の履歴書をもとに、女性教員8名のキャリアの実態とその特徴を明らかにした。その結果、一つ目の特徴として、男性教員と比べても高い学習履歴であったことを指摘した。しかし高い学習履歴のみで単に教員として任用されたのではなく、二つ目の特徴として、女性教員のその立場を保証しうる「後ろ盾」の存在、すなわち地域の教員に影響を及ぼす男性が身内にいたことを指摘する。

キーワード：教育令期、女性教員、履歴書、教職キャリア

はじめに

本稿の目的は、「教育令期」における小学校女性教員の任用時、任用期間を通じた学習履歴及び職務履歴という教職キャリアについて、明らかにするものである。明治12年(1879)に「学制」は廃止され教育令が公布されたことで、教員資格も改められた。しかし、教育令は翌13年(1880)に改正され(以降、「改正教育令」と記す)、明治18年(1885)に再び改正されるまで実施された。本稿でいう「教育令期」とは、教育令から「改正教育令」が改正されるまでの明治12年から明治18年8月までの期間とする。この時期は、文部省によって学校や教員養成に関する達などが定められ、教育制度の整備が進んだ時期といわれる¹。

明治前期の小学校女性教員の教職キャリアに関わる研究は、女性教員が僅少であったためかほとんど行なわれてこなかった。そのため限られた研究になるが、指摘されている点をあげたい。一つに、教育制度史の領域から女性教員養成機関に着目して進められてきた研究成果である。そこでは、伸び悩む女兒の就学率を向上させるためには女性教員が必要であると文部省は考え、地方に女子師範学校の開設をめざしたが、女子師範学校を開設しても卒業後に教員になる女性は少なく、「教育令期」に至っても女性教員の不足は全く解消しなかったとする²。二つに、当該期の人々が女性教員をどのようにとらえていたのか、という唐澤富太郎や石戸谷哲夫などによる女性教員観の研究である³。女性を対象にした教育機関がほとんど存在しない明治前期において、師範学校入学する女性や教職に就く女性は人々から「特殊な女性」とみられていたようである。

例えば、子どもたちから「女の癖に先生になんかなりやがって」と悪口を言われて、石を投げられた、という、明治10年(1877)に小学校の授業生をつとめた河内山寅の回想を唐澤は紹介する⁴。こうした女性教員を歓迎しない傾向が明治20年(1887)に入ってから継続していた理由について、唐澤は「女性教員は男性教員よりも学力が低く、児童によく影響を及ぼす」と説明した『山口県教育史』を例に指摘する⁵。

このように、明治前期の小学校女性教員のキャリアに関する研究は、教員養成制度や自治体教育史、『文部省年報』などのエピソードをもとに検討しており、女性教員のキャリアの実態、例えば学習履歴や教員資格の有無などにもとづくものではなかった。当該期の人々の女性蔑視や女性教員に対する厳しい評価の一方で、文部省や各府県は女兒教育のために女性教員を必要としていた。それでは、当該期において、どのようなキャリアを有する女性が小学校教員になっていったのだろうか。こうした疑問を解決するために、本稿では、女性教員のキャリアの実態を明らかにしていく。

次に取り扱う史料についての説明である。本稿では「教育令期」の女性教員のキャリアについて具体的に検討するための史料として、当該期における長崎県の教員進退に関する簿冊(長崎県歴史文化博物館所蔵)に収録されている履歴書を用いる。その際、「教育令期」完成期ともいえる明治17年(1884)から明治18年8月までの時期に着目し、その約2年間に作成された小学校女性教員の履歴書を抽出して、検討する。この履歴書は、教員が学区取締などを通じて長崎県に提出したものであり、初任用時までの履歴だけでなく、任用以降の履歴についても記録されているという特徴

がある。

長崎県を対象とする理由について説明しておく。筆者らはこれまでに、長崎県の「教育令期」の小学校男性教員を対象として、そのキャリア形成について分析を進めてきた⁶。しかし、「教育令期」の教員は男性のみで構成されておらず、小学校教員全体のキャリアを解明するためには、女性教員も含めた検討が課題となっていた。そこで長崎県を対象とすることで、女性も含めた小学校教員のキャリア及び男性教員との比較により女性教員特有のキャリアも明らかにできると考えた。

なお、本稿の事例対象となる女性教員は8名と限られた人数ではあるが、これまで、女性教員の教職キャリアの様相の具体的解明は、その数が僅少ということもあり、そもそも研究の俎上に載ることはなかった⁷。そのため、8名の事例ではあるが女性教員の具体的なキャリアを解明できるという点で有意義である。

(文責：松尾由希子、山下廉太郎)

1 明治前期の長崎県の女性教員の養成

(1) 明治前期の長崎県の女性教員をめぐる状況

明治8年(1875)11月、東京府下に女子師範学校が開校されて以降、地方でも女子師範学校が設置されるようになった⁸。しかしながら明治10年代、すなわち教育令期におおむね相当する時期は、女子師範学校への入学者はそもそも少なく、その卒業生は教員としての奉職も義務ではなく任意であったということもあり、女性教員の人員不足は顕著であったとされる⁹。

こうしたなか、長崎県の女性教員数はどのような状況にあったのだろうか。その教員数の推移を確認しておくことにする。【表-1】は、明治12年(1879)から明治18年までの公立学校の全教員数、男女別の教員数の推移を示したものである。そして、女性教員の訓

【表-1】長崎県の教員数

年代	総数	男性 教員数	女性 教員数
明治12年	2214名	2181名	33名
明治13年	2246名	2205名	41名
明治14年	2474名	2421名	53名
明治15年	2622名	2567名	55名
明治16年	1484名	1444名	40名
明治17年	1757名	1696名	61名
明治18年	1872名	1808名	64名

〔出典〕各年次『文部省年報』。

※教員数は訓導・準訓導・授業生・補助員・助手の総数である。

導、準訓導、授業生・補助員・助手の別を示したものが【表-2】となる。【表-1】からは、どの年代も、女性教員数は全教員数の4%に満たない水準となっており、僅少であったことが判明する¹⁰。続いて【表-2】からは、女性教員のうち、教員免許状あるいは教授免許状を保持していない授業生・補助員・助手がその大多数を占めていたことが判明する。

(2) 長崎県女子師範学校の設立

上述した状況とはいえ、明治17年には、全国各地の師範学校では「女生徒及ヒ其卒業生ニ至リテハ著ク其数ヲ増シ女教員養成ノ漸ク盛ナルノ傾向アルヲ見ルヘシ」¹¹と、女性教員の養成はいよいよ進展の傾向を見せ始めたこと『文部省年報』は報じている。こうした動向において長崎県でも、同年6月には長崎県女子師範学校を設立して、従来から実施されていた教員検定試験に加えて¹²、女子師範学校での教員養成を開始することになった。この師範学校では、設立当初、男性校長のほかに5名の女性教員を招聘して教授の任に当たらせている¹³。この5名の女性教員とは、三等教諭の松岡みち・師岡伸、一等助教諭の柿内なつ、長崎県中学校および長崎県師範学校との兼任で唱歌を担当する二等助教諭の吉田象、裁縫を担当する教員雇の竹内みさとであった¹⁴。

このうち最年長者に当たる51歳の松岡みちは、明治元年(1868)から明治5年(1872)まで父親の松岡蓬洲とともに「筑前国田島村」にて漢学塾を主宰していただけてではなく、明治7年からの約3年間は官立の東京女学校の訓導を、明治10年からの約7年間は秋田県の教員養成を担っていた太平学校や秋田県女子師範学校の教諭を、それぞれ務めるなど、相当の経歴を有した女性である¹⁵。また、21歳になる師岡伸は、明

【表-2】長崎県の職階別の女性教員数

年代	訓導	准訓導	授業生 補助員 助手
明治12年	5名		28名
明治13年	0名	0名	41名
明治14年	0名	0名	53名
明治15年	2名	3名	50名
明治16年	3名	5名	32名
明治17年	-	-	-
明治18年	-	-	-

〔出典〕各年次『文部省年報』。

※明治12年は訓導・准訓導の別はなく、単に「教員」として表記されている。

※明治17年、明治18年の内訳は不明である。

治6年（1873）3月に東京府神田佐久間町の「共心義塾」にて「和学」「漢学」「英学」を修めてからは「芳英社」や諸人のもとで「英学」「数学」「漢学」の研鑽に励み、明治12年2月に東京女子師範学校を卒業してからは「栃木模範女学校」「栃木県第一女子中学校」や東京女子師範学校の教員として活躍した女性である¹⁶。当時20歳の柿内なつも東京女子師範学校の卒業生であった¹⁷。

さらに明治18年6月には、東京女子師範学校卒業後に「東京府麴街女子小学校」にて「三等訓導」として勤務していた18歳の須田いくを長崎県女子師範学校の教員に任用する¹⁸。同人は、長崎県よりの同校教員の人選および紹介の打診を受けていた文部大書記官の辻新次から、「東京女子師範学校ニ於テ本年二月之卒業生ニシテ須田いくト申者適任ト認得候ニ付、此モノ御紹介致度」と推薦された女性である¹⁹。

このように長崎県女子師範学校の教員として招聘された女性は、長期間にわたり教員養成に携わった職歴を有する女性、東京女子師範学校卒業の学校歴を有する女性などであることに鑑みて²⁰、その人選には注力していたことがうかがえるだけでなく、長崎県が女性教員の養成にいよいよ注力して臨もうとしていたことの証左といえるだろう。

（文責：山下廉太郎）

2 履歴書にみる小学校の女性教員のキャリア

ここでは、初めて教員として任用された歳の年齢や教員免許状・教授免許状の有無といった、それぞれの女性教員の履歴書から判明する特徴を確認したうえで、個別事例の検討をしていきたい。まず、初任用時の年齢をまとめたのが【表-3】である。ここからは、全員が10代で教員としてのキャリアをスタートさせていることがわかる。次に、初めての任用時に教員免許状・教授免許状を所持していたかどうか、すなわち有資格者であったかどうか、という点を確認しておく。当時、有資格者として教員に任用されるには教員免許状・教授免許状を取得していることが前提となり、それには師範学校を卒業するか、教員検定試験に合格するかの

【表-3】対象事例の初任用時の年齢

年齢	人数
12歳	1名
15歳	2名
16歳	3名
17歳	1名
19歳	1名

※年齢は満年齢で算出している。

二つのルートが存在していた。初任用時に有資格者だった女性教員は3名であり、その全員が師範学校卒業の学校歴を有している。それ以外の5名は教員免許状・教授免許状のない無資格者であり、授業生や補助員として任用された女性であった。もっとも明治17年および明治18年の再任用時には、教員検定試験に合格するなどして、8名全員が教員免許状・教授免許状を取得した状態となっている²¹。

（1）個別事例

①尾上コウ²²

尾上コウは、尾上共直の次女として、慶応2年（1866）5月6日に誕生する。父の友直は、明治維新以降は長崎県史生や長崎県郵便局備・長崎駅通出張局備など、明治18年には長崎外国語学校書記雇を務めた人物でもある²³。コウは、明治8年5月から明治10年10月まで、新塾の木本氏に師事して読書・習字・算術などを学んでいる。その後、明治15年（1882）11月には長崎県師範学校附属小学校にて小学中等科を卒業し、明治16年（1883）7月には長崎学区公立女兒小学校にて小学高等科第三級を卒業する。小学中等科卒業試験の際には賞典を受領している。17歳となる明治16年には、長崎女兒小学校の補助員を拝命し、教員としての勤務を開始する。明治17年6月には教員検定試験を受験し、小学初等科のうち修身・作文・習字・筆算・珠算学科の教授免許状を授与されている。同年7月、長崎女兒小学校の准訓導として採用される。

②三輪登起²⁴

三輪登起は、三輪凌雲の長女として文久3年（1863）に誕生する。父の凌雲は、もともと水戸藩や五島藩に招聘されて皇学・漢学を教授していたが、明治期には小学教師養成所や長崎准中学校、長崎中学校などの訓導を務めるなど、長崎県の教員養成および中等教育に貢献した人物である²⁵。登起は、明治2年（1869）2月より凌雲の主催する家塾にて読書・習字を習い始め、明治5年8月より3年間を福江小学校において下等第三級まで、その後、中島小学校にて下等小学第二級をそれぞれ修めたのち、長崎准中学校にて下等中学第六級を修業する。そして明治12年7月には東京女子師範学校を卒業している。明治12年9月から明治13年5月までは長崎師範学校兼女兒小学校助訓として、21歳となり七等訓導として任用申請される明治17年6月までは凌雲の勤務校でもあった有川小学校の教員として、それぞれ勤務している。その間の明治15年11月には、小学初等科の教員免許状を長崎県より授与されている。

③竹野テル²⁶

竹野テルは佐賀県士族の女性である。文久3年（1863）に誕生したのち、明治7年3月に佐賀県の訓蒙小学校へと入学し、翌8年1月には下等小学第七級を卒業す

る。同年11月から明治10年6月までは宮城県仙台区にあった女教院で小学普通科を修め、同年7月からは仙台師範学校に小学師範学科を学んでいる。小学師範学科第三級卒業後となる明治11年(1878)11月、宮城県下の養賢小学校の権訓導となった。翌12年2月の依願免職ののち、明治17年12月に長崎県で教員検定試験を受験し、女児小学下等科のうち修身・読方・作文・筆算・珠算・習字・裁縫学科の教授免許状を授与されている。翌18年3月11日、長崎女児小学校の准訓導として任用される。

④川上ヤス²⁷

川上ヤス(旧姓大久保²⁸)は、慶応元年(1865)の生まれであり、教員であった川上友七に嫁いだ女性である。明治8年9月から明治11年5月まで、南松浦郡富江村の富江小学校に学び、下等小学全科を卒業する。同校の在籍中には「学業勉強」により長崎県庁から褒章を受けている。卒業後は父である大久保郡右衛門²⁹に師事して、「皇漢ノ歴史」「修身学」「和洋算術」を明治17年まで修業している。明治17年9月には長崎学区上等女児小学校の補助員を拝命し、同年12月には女児小学校学力検定試験を経て、女児小学下等科のうち修身・読方・作文・筆算・習字・裁縫学科の教授免許状を受領している。明治18年3月、20歳にて長崎女児小学校の准訓導に任用される。

⑤上川キク³⁰

上川キクは慶応2年(1866)に誕生した女性である。榎津小学校では明治8年5月から明治12年12月まで、長崎女児小学校では明治14年2月まで、それぞれ学び、小学全科を卒業する。その後、明治13年3月から11月までは「珠算学」を長崎区中町の秋岡種治に、明治13年7月から明治17年6月までは漢学および作文を同区銀座町の行余学舎の田中秀実(に、それぞれ師事している。明治15年(1881)9月には教員検定試験を経て、小学初等科のうち読書・習字・算術学科の教授免許状を、明治18年3月にも教員検定試験を経て、女児小学下等科の教員免許状を、それぞれ授与されている。明治14年3月からは15歳で女児小学の授業生を、翌15年12月からは長崎女児小学校の准訓導として勤務し、教員免許状の有効期限が満期となった明治17年10月には依願免職となるも、同校の補助員として勤務を継続している。女児小学下等科の教員免許状受領後の明治18年4月、長崎女児小学校の七等訓導として任用申請がなされた。

⑥小南なほ³¹

小南なほは慶応元年(1865)9月7日に誕生する。明治5年1月から明治7年1月まで西彼杵郡西山郷の坂本秋郷に師事して習字を修業し、同年2月から明治9年(1876)2月まで勝山小学校で下等小学第四級を修める。在学中には「進学優等殊勝」につき、同校からの賞を拝領している。明治9年3月には裁縫を「兼習」

するため、長崎区磨屋町の仮女学校へと転学して、翌10年には第四級を卒業している「学校ノ余暇」を利用して漢書を臼杵松枝に師事してのち、明治18年3月には検定試験を経て、女児小学下等科のうち修身・読方・作文・筆算・習字・図画・裁縫学科の教授免許状を受領している。明治11年4月より明治18年4月まで、「家事不整」による一時的な空白期間を挟むも、仮女学校雇や長崎女児小学校授業生、同校補助員の職歴を有している。明治18年4月、教授免許状の取得により長崎女児小学校准訓導に任用されている。

⑦木下かの³²

木下かのは慶応3年(1867)に誕生した女性である。明治9年1月に勝山小学校へと入学したのち下等小学第六級までを修め、その後、長崎女児小学校に転学している。在校中は「学力相当」「学業勉強」などにより、たびたび受賞している。明治16年7月に小学高等科第三級を卒業すると、同年10月には長崎女児小学校の補助員を申し付けられている。明治18年3月、検定試験を経て、女児小学下等科のうち修身・読方・作文・筆算・習字・図画・裁縫学科の教授免許状を授与されている。同年4月、18歳にて長崎女児小学校の准訓導として任用申請がなされている。

⑧笹山奈保³³

笹山奈保は、笹山政善の長女として、文久2年(1862)9月28日に誕生している。明治6年5月に勝山小学校に入学しているが、それ以前の学習歴は、西山郷の坂本秋郷に師事して習字を、長崎区の桑原初五郎に師事して英学を、同じく長崎区の渡辺豊には算術を、それぞれ修業するというものであった。その後、明治8年12月には下等小学全科を卒業し、明治9年3月には長崎准中学校へと入学する。同年6月には長崎県の推挙にて東京女子師範学校へ入学し、明治12年7月に女子師範予備学科を卒業する。同年9月からは師範学校兼女児小学助訓を、明治14年9月からは長崎師範学校教員雇を、それぞれ務めている。明治16年9月、病気を理由に長崎県師範学校教員雇の辞職を許され、女児小学校については臨時助手として引き続き勤務することになった。同年10月には小学初等科の教員免許状を付与され、同年12月には長崎女児小学校の六等訓導を拝命する。明治18年3月に「家事ノ都合」で同校を辞職するまでの間、明治17年3月の教員検定試験において小学中等科のうち修身・読方・習字・筆算・珠算・動物学科の教授免許状を、明治18年4月には小学高等科のうち習字・珠算学科の教授免許状を、それぞれ授与されている。長崎女児小学校退職後の間もない明治18年8月、北松浦郡相浦学区山口小学校の六等訓導として教員任用の申請がなされた。

(2) 長崎県の小学校の女性教員の特徴

ここでは、履歴書のみから得られる情報に限定されているものの、長崎県の小学校の女性教員の特徴をまとめておきたい。

第一に、師範学校卒業の学校歴を有する女性教員は、師範学校で単に学んだというだけではなく、そこへと至る学校歴も際立っている点である。例えば三輪登起や笹山奈保は、小学校に引き続いて長崎准中学校へと進み、中等教育をいったん学んだ後、両者とも東京女子師範学校に至っている。とくに笹山奈保は、長崎県に推挙されての進学ということから、学業が優秀であったと推測できる。

第二に、師範学校卒業の学校歴を有するか否かにかかわらず、初任用の時点までに、学校以外での比較的高度な内容の学習歴を有する女性もいるという点である。例えば、川上ヤスと上川キクである。前者は下等小学全科修了後に「皇漢ノ歴史」「修身学」「和洋算術」を修業し、後者は小学全科終了後に漢学を習っていた。先に見た笹山奈保も、小学校入学前の学習にはなるものの、英学の学習歴を有していた。

第三に、教員免許状や教授免許状の保有が前提となる訓導や准訓導として初任用時に申請される女性教員は少なく、授業生・補助員の職歴や教員検定試験の合格を経て、訓導や准訓導に再任用されるという事例が半数以上になるという点である。このことは、履歴書中の学習歴にはもちろん記されてはいないものの、初任用以降も独学などで継続して学んでいたことを推測することはできるだろう。

第四に、履歴書の肩書として「〇〇娘」や「〇〇妻」のように記載をする場合が散見されることである。そこに挙げられた人物は、例えば、尾上コウの父・共直は長崎県の職員であったし、三輪登起の父・凌雲は長崎県の教員養成や中等教育に携わった教員であったし、川上ヤスの夫・友七はヤスと同じく小学校の教員であり、いずれも長崎県内において信頼に足る地位にある人物であった。こうした点は、女性教員を増やすために、優れた学校歴・学習歴を有する女性なら誰でも採用するのではなく、有力な「後ろ盾」があることも採用の際の判断材料になったことを示唆しているだろう。

(文責：山下廉太郎)

3 履歴書にみる小学校女性教員と男性教員のキャリアの比較

長崎県の小学校教員のキャリアについては、明治18年1月及び3月に作成された53名の履歴書³⁴を用いて、すでに分析を行なった³⁵。53名のうち51名が男性教員であるため、当該期の小学校の男性教員の特徴が明らかになった。ここではこの51名の男性教員と本稿で対象とする8名の女性教員の教職キャリアの比較を通じて、女性教員のキャリアの特徴を示す。比較す

る分析項目として、(1) 教員資格、(2) 任用前の履歴、(3) 任用中の学習履歴、(4) 在学時の受賞をとりあげる。

(1) 教員資格

教育令期において、小学校教員の資格は、原則師範学校の卒業資格だった。ただし、教員検定試験の合格でも教員免許の取得は可能だった。事例対象である女性教員と男性教員の教員資格の取得はどのような状況だったか。

男性教員については、対象の51名のうち47名が教員免許を有する有資格教員だった。そのうち、師範学校などの教員養成機関の卒業生は25名、教員検定試験のみで教員免許を取得した人は22名である。一方で、女性教員8名については本稿の「2 履歴書にみる小学校の女性教員のキャリア」で示しているとおり、初任用時に教員免許を有する有資格者は3名であり、すべて師範学校の卒業生だった。初任用時における有資格者の割合を男女別でみると男性教員のほとんどが有資格者であるのに対して、女性教員の有資格者は少ない。

このような状況の要因として、一つに当該期において、女性教員養成機関が限られていたという点がある。長崎県の男性教員養成機関については、明治7年2月に官立の師範学校が開設された。さらに、官立師範学校の教員養成だけでは増加する生徒に対応できなかったため、同年から各地区に講習所も開設された。一方で、長崎県の女性教員養成については、明治17年の女子師範学校の創設を待たなくてはならなかった。そのため、3名の有資格者の女性教員も長崎県よりも早く開設されていた地域の師範学校での学習履歴を有している。具体的には2名が東京女子師範学校、1名が仙台女子師範学校である。

二つに、事例対象教員の年齢である。男性教員の9割が20代以上であったが、女性教員については全員10代であった。女性教員養成の創設期でもあり、初任用時の有資格者が少ないのは当然であろう。

たしかに、対象事例の女性教員の有資格者は同県の男性に比べると少ない。しかし、当該期は男性教員であっても、全国的にみると無資格者が多かったといわれる³⁶。また有資格者であっても師範学校などの教員養成機関卒業で取得する教員資格よりも教員検定試験合格による教員資格取得者の方が多い傾向にあった。そのため、本稿で対象とする女性教員の有資格者は同地域の男性教員と比較すると少ないといえるが、全国的な男性教員の教員免許の取得動向からみて少ないといえるかについては、さらに検討する必要がある。

(2) 任用前の履歴

①学習履歴

(i) 師匠について

当該期の男性教員は、複数の師匠に師事して学んでいた。長崎県には五つの中学区があり、中学区ごとに教員が師事する師匠が存在し、教員の学習を支える学習機関として機能していた可能性がある。

女性教員についてはどうか。女性教員についても、複数の師匠につくことは珍しくないことがわかる。上川キクは秋岡種治と田中秀実、小南なほは坂本秋郷と白杵松枝、笹山奈保は坂本秋郷と桑原初五郎と渡辺量に学んでいた。上川と小南に共通する師匠として、坂本秋郷がいる。2人は、坂本に習字を学んでいた。事例の女性教員が師事した私塾・行余学舎の田中秀実、坂本秋郷については、男性教員も「任用前」「任用中」も学んでいた。特に、田中については第1中学区の男性教員の多くが学んでおり、田中とその私塾をとりまく教員ネットワークの存在が考えられる。このように、女性教員も男性教員と同様に、教員ネットワークをもつ師匠に師事していた。教員ネットワークの中で学ぶことにより、そのネットワークを媒介に教員への任用につながりやすくなる可能性が考えられる。

男性教員が師事する師匠の中には、小学校の教員が一定数含まれていた。しかし、女性教員が師事する師匠の職業についてはほとんど記されていないため、この点についての比較対象が難しい。ただし、少なくとも三輪登起に関しては、父に師事して学んでおり、その父（三輪凌雲）は教員かつ長崎県の教員養成にも関わった人物でもあった。男性教員の家族に女性（娘や妻など）がいた場合、その女性が教員になるというキャリアはそうでない場合と比べて選択しやすくなると推測できる。

(ii) 学問種について

男性教員について、「学制」以前はほとんどの人が漢学を学び、一定数が「習字」「算術」も学んでいた。「学制」後になると、継続して漢学を学ぶ人も存在しながら、一方で「普通学」「算術」「洋学」「修身」を学ぶ人も増えてきた。これらの学問種は、教員検定試験の科目や長崎県師範学校の学科と重複する内容でもあり、近代の教員に必要とされる学問だった。

事例の女性教員は、以下の学問を学んでいる。「習字」（尾上、三輪、小南、笹山）、「算術」（笹山、尾上、川上）、「読書」（尾上、三輪）、「皇国の歴史」（川上）、「英学」（笹山）、「漢学」（上川、川上）、「珠算学」（上川）、「修身学」（川上）である。男性教員のほとんどが学んでいた漢学に関わる学問については、上川、川上、尾上、三輪の4名が学んでおり、男性よりも少ない傾向にある。これは、事例の女性教員が男性教員に比べて若く、江戸時代の学習履歴がほぼないということも考えられる。なぜなら、男性教員も「学制」の前後で、漢学の学習履歴は異なり、「学制」前、特に近世で漢学を学んだ人のほうが

が多いからである。一方で、「学制」後は洋学や洋算、修身など、師範学校で学ぶ内容も学習する人が増える。女性教員も、「学制」後の男性教員が学ぶ学問種と同様に、算術や修身学、洋学を学んでいる。

②職務履歴

男性教員において、もっとも多いのは教員の経験である。授業生（無資格）として勤務した後に、教員免許を取得して有資格教員になる人がほとんどだった。

女性教員についても同様である。授業生という職歴を経て、教員検定試験に合格して訓導や准訓導という有資格教員として任用される人が半数以上である。

(3) 任用中の学習履歴

男性教員については51名中12名が教員として任用された以降も学んでいた。男性教員は、任用前から師事していた師匠や同じ中学区の教員に師事して、教員として必要とされる学問を学ぶ傾向にある。

女性教員については川上ヤスが上等女児小学校で補助員として働きながら、父に師事して学んでいる。川上も「修身学」や「和洋算術」という教員に必要なとされる学問を学んでいる。女性教員の任用中の学びは、川上ヤス以外は記されていない。しかし、当該期において、教員免許は有限であるため、教員を続けるためには失効前に教員検定試験を受験して合格する必要がある。そのため、記録にはみられないものの、教員検定試験合格のための学習は行なわれていたと考えられる。

(4) 在学時の受賞

ここでは、小学校などの在学時における受賞の履歴について確認する。当該期、学業で優秀な成績を修めた子どもは、県庁や小学校などから賞を授与された。履歴書には、在学時や在職中の受賞歴が記されており、教員として評価される履歴であることがうかがえる。

男性教員について、在学中の受賞は51名中5名にみられる。竹添兵次郎は6回、佐藤孝太郎は3回の受賞の記録があるように、複数回受賞する人もいた。一方で女性教員については、8名中4名が受賞している。尾上コウは小学中等科卒業試験時、川上ヤスは下等小学校時に長崎県庁から「学業勉強」により、小南なほは在籍した小学校から「進学優等殊勝」にて褒賞を受けている。対象とする女性教員数が少ないため、安易に比較できないことを考慮しても女性教員は男性教員よりも受賞履歴を有する人が多い。8名中4名が学業優秀であるとして評価されていることから、在学時から成績が相当優秀で、地域や学校から評価されていた女性が、小学校教員になっていたとも考えられる。

（文責：松尾由希子）

おわりに

本稿の目的は、長崎県の小学校教員の履歴書をもとに、「教育令期」の女性教員のキャリアを明らかにすることにある。「教育令期」は、文部省によって学校や教員養成に関わる達などが定められ、教育制度の整備が進んだ時期といわれている。女性教員養成についても地方に女子師範学校が設置されつつあったが、人々の女性蔑視や女性教員への嫌悪を背景に、女性の教員志望者は少なかった。しかし、文部省や各府県は、女兒就学不振の状況を改善するために、女性教員を必要とした。このような時期（「教育令期」）において、どのようなキャリアを有する女性が教員になっていったのか。実証的な史料をもとに8名の女性教員のキャリアを検討した結果、明らかになった特徴について、以下に示す。

一つに、当該期の女性教員は、男性教員と比較しても申し分のない学習履歴を有している点である。教員免許を持つ3名のうち2名は、東京女子師範学校を卒業している。また、師範学校入学に至るまでの学習履歴も高度であり、中等教育や私塾での漢学や算術などの学習履歴がある。一方で、当該期において、女性教員養成機関が少なかったこともあり、授業生などの無資格教員から教員生活を始める人も多かったが、このような女性も初任時まで「皇漢ノ歴史」などの高度な内容を学び、さらに算術や修身などの近代教員に必要とされる学問を学んだ人も多かった。また、女性教員8名のうち4名が、小学校在学時に優秀な成績により県などから賞を授与されていることから秀でた学業成績を確認できる。このような女性教員の学習履歴は、明治18年の男性教員と比較しても高いといえる。

二つに、女性が教員というキャリアを選択する際のキーパーソンとなりうる「後ろ盾」の存在である。女性教員は「〇〇の娘」「〇〇の妻」などと記され、彼女らの父や夫の中には長崎県の有力な教員や職員、士族だった人もいた。また、女性教員の父の中には近世や明治に私塾を主宰した人物もおり、女性教員自身父に師事した人もいた。当該期の長崎県には、地域ごとに教員の師事する師匠が存在しており、師匠を媒介に教員ネットワークが形成されていた。その師匠も教員養成機関や小学校の教員である場合、師匠自身も教員ネットワークの一部だった。本稿の対象事例の女性教員も男性教員と同じ人物に師事しているため、地域の教員ネットワークに属していたと推測できる。また、女性教員の父や夫が教員養成に関わるという地域に影響を及ぼす人物であれば、彼らは地域の教員ネットワークの中心に位置し、女性教員が履歴書に自身の名前のほか「〇〇の娘」「〇〇の妻」と続柄を記した点からも、その身内であることの影響は大きかったと考えられる。明治20年頃、学力などの点で男性教員よりも女性教員は劣ると考えられていたため、女性教員は歓

迎されない傾向にあったとされる³⁷。女性教員の学力が男性よりも低いとされる言説は、本稿の結果より検討の余地があるが、このように認識されてきた女性教員の地位の低さは、影響力のある父や夫を「後ろ盾」にすることで乗り切ろうとしたとも考えられる。また、実際に教育を受ける地域の人々や同僚となる男性教員にとっても「〇〇の娘」「〇〇の妻」であることが女性教員への信頼につながった可能性もある。三輪凌雲の娘の三輪登起は、東京女子師範学校を卒業するという優秀な履歴を持ちながら、父親と同じ学校に任用された。このような勤務状況も女性教員の「後ろ盾」を可視化していたと考えられる。

文部省は、女兒の就学率を高めるために女性教員を増やそうとしていたが、当該期の女性教員をとりまく人々の厳しい視線をふまえると、女性であれば誰でもよかったというわけではなかった。本稿の分析により、当該期の長崎県の女性教員は高い学習履歴を有するが、それだけでは信頼されず、地域の教員に影響を及ぼす身内の男性を「後ろ盾」にすることで、教員として勤務できたと推測する。また、地域の教員養成に関わる人にとっても、身内の女性が教職に就くことは女性教員の学業レベルの把握や地域の人々の女性教員への感情の調整をしやすいという点でメリットとして機能したとも考えられる。

（文責：松尾由希子）

【付記】

本研究は、学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）「明治の『履歴史料』にみる地域に生きた『知識労働者』のリテラシー形成とキャリアパス」（課題番号21K02194）の助成を受けたものである。

- ¹ 牧昌見『日本教員資格制度史研究』（風間書房、2017年）など。
- ² 石戸谷哲夫『日本教員史研究』（講談社、1967年、252-254頁）、平田完史・平田トシ子「明治初期の地方における女教員養成機関について」（『教育学研究』38（1）、1971年）など。
- ³ 唐澤富太郎『教師の歴史』（創文社、1965年）、石戸谷前掲書など。
- ⁴ 唐澤前掲書、110頁。
- ⁵ 同上書、116-117頁。
- ⁶ 松尾由希子「教育令期における小学校教員の教職キャリア 長崎県の教員履歴書の分析」（『静岡大学教育研究』第16号、2020年）、松尾由希子・山下廉太郎「教員資格制度をふまえた教員の学びと職業移動にみるキャリア形成 明治19年における長崎県南松浦郡・北松浦郡の小学校教員「履歴史料」の分析」（『静岡大学教育研究』第18号、2022年）。
- ⁷ そもそも教員履歴書を手掛かりにして、女性教員の学習履歴を明らかにした研究は、管見の限り見当たらない。例えば、明治前期の愛知県の膨大な数にのぼる教員履歴書から、学習履歴を抽出・分析した仲新らによる研究（「東海地方における近代学校の発達 愛知県教員履歴書調査報告」『名古屋大学教育学部紀要』第10巻、1963年）でさえ、女性教員の事例数の少なさを理由に、その対象からは外している。
- ⁸ 石戸谷前掲書、253頁。
- ⁹ 唐澤前掲書、107-114頁。
- ¹⁰ 石戸谷は「明治十年代は女教員は全小学校教員の五%を出なかった」としており、長崎県でもその傾向に合致している（石戸谷前掲書、254頁）。
- ¹¹ 「師範学校」『文部省年報 第十二年報』、24頁。
- ¹² 長崎県では「小学校教員免許ノ事ニ付テハ本年二月従来ノ規則ヲ廢シ更ニ小学校及女兒小学校教員免許状授与規則ヲ廢シ男子ハ師範学校女子ハ女子師範学校ニ於テ試験ヲ行フコト、セリ蓋シ改正ノ旨趣ハ暫ク高度ノ試験ヲ止メ小学教授上必須ノ学科ノミヲ試験シ目下教員ノ欠乏ヲ補フニアリ」とあるように、教員不足に対応するために明治17年2月、これまでの教員検定試験の内容から「高度ノ試験」を除外

したという（「長崎県年報」『文部省年報 第十二年報』、46頁）。

- ¹³ 「長崎県年報」『文部省年報 第十二年報』、46頁。
- ¹⁴ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第六」。
- ¹⁵ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第六」。
- ¹⁶ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第六」。
- ¹⁷ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第六」。
- ¹⁸ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第六」。
- ¹⁹ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第六」。
- ²⁰ 長崎県女子師範学校に採用された女性教員たちは、例えば「教員女子五名ニシテ内二名ハ東京女子師範学校卒業一名ハ音楽取調所卒業其他ハ久ク女子教育ニ従事シ和漢文ヲ能クスル者ナリ」と報じられている（「長崎県年報」『文部省年報 第十二年報』、46頁）。
- ²¹ 当時の教員免許状・教授免許状には有効期限が設定されていたため、有資格者として再び教壇に立つためには、教員検定試験に引き続き合格しなければならなかった。
- ²² 「明治十七年 教員等進退ノ部 第一」。
- ²³ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第九」。
- ²⁴ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第七」。
- ²⁵ 「明治十七年 教員等進退ノ部 第七」。
- ²⁶ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第三」。
- ²⁷ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第三」。
- ²⁸ 「明治十九年 教員等進退ノ部 第一番」。
- ²⁹ 大久保郡右衛門は、明治2年から明治5年まで、南松浦郡富江村にて寺子屋を営んでいた（『日本教育史資料』八、文部省、1890-1892年）。
- ³⁰ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第四」。
- ³¹ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第四」。
- ³² 「明治十八年 教員等進退ノ部 第四」。
- ³³ 「明治十八年 教員等進退ノ部 第八」。
- ³⁴ 「明治十八年 教員以下進退ノ部 第一」、「明治十八年 教員以下進退ノ部 第三」。
- ³⁵ 松尾前掲論文。
- ³⁶ 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史二』竜吟社、1938—1939年、114頁。
- ³⁷ 唐澤前掲書、116-117頁。